

## 住民参加作業部会の第2稿に対する意見のまとめ

### 理念班

#### 1. 全体的、総括的な論点

##### 1) 住民参加の理念・目的について

「住民参加」は、これまでの河川管理行政に法的にはなかったものである。住民と行政の協働型への河川管理の転換にとっては、住民参加は必要不可欠である。実質的な住民参加が行政の全過程において保障されることが要請されなければならない。流域委員会の提言（平成15年1月、以下単に提言という）は、この基本的姿勢に立って、住民参加のあり方について、その理念・目的をまず明らかにしている（提言4-8）。

説明資料第2稿（以下、単に第2稿という）においては、形式的には住民参加の手続きが多くとり入れられてはいるが、住民参加を実質的なものとして保障するためには、行政が、今後の河川管理行政にとって協働的な住民参加が不可欠の前提であることを正しく理解・認識して、その理念・目的を、整備計画自体の中に示すことが望まれる。「第2稿 3. 河川整備の基本的な考え方」において、河川整備行政の基本的な位置付けとしての住民参加の理念・目的を明確にする必要がある。先の提言以降においての当部会での議論をまとめると次のような理念・目的が取り入れられるべきである。

#### 住民参加の理念・目的

淀川水系は、現在及び将来の住民の共有財産である。

持続可能な水系として行政と住民により協働管理すべきである。

そのために、連携と協働の場の設置がなされるべきである。

河川管理者は、早期の段階から、住民に対しアカウンタビリティを確保する。

住民は、共有財産である水系を管理者にお任せでなく、自治と自律で管理する。

そのためのエンパワーメントのインフラを整備する。

住民、NPO、関係団体とのネットワーキングを形成する。

そのための、専任事務局を持つセンターを設置する。

住民等は、河川管理者だけでなく、水系に影響する行政施策にも参加を働きかける。

住民は、ライフスタイルが水系に与える影響を自省して生活改善運動を進める。

##### 2) 住民概念について

河川行政に参加する「住民」の概念は、行政課題毎に、はば広く、流動的なものである。第2稿では、「関係住民」・「住民」・「住民団体」等、一般的に叙述されている。住民概念が、個々の課題において「もっとも参加するにふさわしい住民とは何か」が適切に定められるよう適切に配慮することを総論的に示しておくことがのぞまれる。そのためには、流域

委員会の意見を聞く等の手続も必要となろう。

住民参加の具体化については、「…公正な仕組みを検討する…」(第2稿 4.1.3)と一般的に述べられているのは、総論としてはやむを得ないが、「公正な仕組み」の一例をあげるなどの記述により、理解しやすくすべきであろう。

さらに、第2稿では、住民参加を具体化するさまざまな手法が示されている。同時に、淀川水系流域委員会には、その継続とともに、重要な役割が期待されている(5.1.1)。住民参加の保障のためには、これらの各協議会、検討会等と委員会との連携が十分に図られるような体制をとり、委員会と各種協議会との関係や連携についても、予めシステム化しておくことが求められる。

### 3) 参加の積極的実質的意義付けについて

「参加」の意味は多義的であるが、その理念や目的からすれば、単に住民の「意見を伺う」という消極的なものとして捉えるべきでない。住民を判断形成のための客体として考えるべきではない。「協働主体」と考えるべきである。第2稿でいう「合意形成」も、形式的に捉えることなく、何をもちて「合意形成」というかについて、住民の納得の行く手立てがとられなければならない。特に、河川整備の具体的施策における個別的課題と、ダム建設という最重要課題とでは、合意形成の内容や手続には質的な相違がある。ダム建設についての「合意形成」とは何かについて、河川管理者が流域委員会や参加住民と十分に協議しておく必要がある。(註：この問題は、本多委員より提起された課題であり、流域委員会としての検討を尽くした上で、河川管理者に提言すべきものである)。

### 4) 個別の住民の意見への対応

住民参加を実質化するためには、組織化されていない住民の意見をとらえてそのサポートを得ることも重要である。管理者は「河川に対する情報の積極的な収集と解りやすい情報を発信し、住民との意見交換を積極的に行う」(第2稿 4.1.3)ばかりでなく、意見交換が継続的に行えるような仕組みを工夫し、住民からの良いアイデアをくみ出そうとする姿勢を基本に据えるべきである。

さらに、住民参加のための意見や質問を容易にし、まとめて把握するための窓口を一本化することも考えられる。

## 2. 住民参加は、その理念に沿って適切に具体化されているか

### 1) 参加住民の範囲について

参加すべき住民の範囲については、個々の問題ごとに、個別にその適切性を判断しなければならない。それぞれの場の利害関係や関心の程度等を総合的にとらえて、常に「住民とは何か」を問うべきであろう。参加住民の範囲は、固定的でなくダイナミックな対応が求められる。例えば、水需要の抑制(第2稿 3)の場合は、利水者・関係自治体ばかりでなく、流域住民にも参加適格があろう。河川敷の利用問題については、環境保護関係者も参加適格があろう。

## 2) ダム計画に際しての住民参加手続について

ダム計画の方針(第2稿 4.7.1)については、「...妥当と判断される場合に実施する...」とあり、この実施の妥当性の判断の形成過程や決定に際しての住民参加の一切の言及がない。流域委員会の提言では、ダムについては「原則的に建設しないもの」とし、実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないことが客観的に認められ、かつ「住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり...」建設すると述べており、提言中でも最も重みのあるところである。ダム建設については、「社会的合意を得る」ばかりでなく、「何をもって社会的合意というか」について、流域委員会との合意が求められよう。社会的合意は、提言で述べたような参加手続を十分果たした後に得られることが多いといえよう。

## 3) 住民意見の収集と反映について

住民の意見の聴取方法、反映方法については、「単なる説明会」に終わらせないための議事進行の工夫が、現在図られていることは評価するとともに、具体的な成果を見守りたい。

住民の意見の収集、反映に関する委員会の任務に関しては、すでに畑委員の提案がある(第1回住民参加部会検討会 H15.7.4 資料2-2補足)。委員会として河川管理者に対する提言とするかどうかの検討をする。

「今後、淀川流域委員会の庶務は委員会管轄の下、淀川河川整備に関わる各協議会等で求められる流域住民の意見や、住民からの質問事項等を一括収集・整理し、各協議会等からの回答、河川管理者の対応を含め、必要事項を取りまとめ、そのホームページをもって、同委員会の継続的な住民意見の収集と反映・公表の主要な手段とする」

## 4) 関係省庁、自治体の位置付けについて

関係省庁や自治体との連携については、きわめて一般的抽象的な叙述が多いが、相互間や住民との連携を一步前進するための積極的な取組みがほしい。例えば、具体的な課題について、関係省庁、自治体等を具体的に例示すれば、解りやすいものとなるであろう。

## 3. 具体的な整備内容(第2稿 5.)における住民参加の具体化

部会では、提言でフロー案などを、それとは別に、個別の具体的整備内容ごとに、多くの提案や意見がなされている。これらは、個別の整備内容の住民参加について、第2稿では十分に触れられていない。環境影響評価法におけるように、スクリーニング、スコーピング、ミテイゲイションでの住民参加手法が考慮されるべきである。

## 1) 対話集会、住民と連携した調査等について

対話集会については、現在進行中のもので、河川管理者の積極的な試みとしてその成果を期待するが、これだけを住民参加の手法とするのは不十分であり、個別の課題ごとに、行政と住民間、住民相互間の徹底的な、根気のよい対話が必要である。住民の行政への協働・参

加のみでなく、行政が、住民の自主的自立的な運動に依拠し援助し協働するという、行政の「住民活動への参加」も必要とされるであろう。

住民と行政をつなぐ専門職としての住民モニタリングのコーディネーターの必要性から、提言では、河川流域センターや河川レンジャーを提案したが、具体的に示されている事例は必ずしも適切なものとは言えない。

## 2) 個別の提案、意見について

・山村委員の提案...第2回住民参加部会検討会資料2-2 p. 3の下部から p. 5の上部までに多くの具体的な提案が提示されている。

・米山委員の提案...第2回住民参加部会検討会資料2-2 p. 7「こどもと川のまちのフォーラム」の言及についての提案ほか

## 4. 住民参加の前提としての情報の公開と共有

### 1) わかりやすい情報の提供と公開(アカウンタビリティ)

水の制御(防災・治水)、水の需要(利水・利用)や環境問題についての過去から現在までの情報は、一般に知られることが少ない。また、内容的にも分かりにくいものが多い。言葉や表現方法を工夫して、情報から縁遠い人々にもわかりやすい情報を積極的に提供公開し、河川問題を身近な生活問題として理解し行動する住民を育てる必要がある。

また、住民からの意見には、専門家の発想を超えるアイデアが含まれることも少なくない。幅広い層からより優れた意見・提案を引き出すための効果的な手法を考える必要がある。すぐれた提案に対する報奨金制度なども考えられる。

### 2) 情報の共有

情報の共有は、行政相互および行政と住民の間ばかりでなく、住民相互間における情報の共有についても十分に保障されなければならない。そのためには、住民側の有する情報をも含めて、関係する情報を広く収集・管理・提供する窓口ないし機関を設置することが望まれる。

[情報]はその内容がわかりやすいことがまず第1条件。そのために、言葉や表現の工夫、図や絵や写真などを多用して、いかにわかりやすくするかという工夫が大切で、同時に、情報の価値が住民自身、社会自身で選別できにくくなっている。コンピュータ、あるいはIT情報に多くの信頼を寄せることは危険でもある。河川にかかわる日常的な情報、あるいは災害時などの緊急情報では、古典的な心理が生きている。日常の信頼できる人間関係、人間組織の中で情報はいきてくる。人に[知らせる]情報が、災害時の避難など[動かしめる]情報になるためには、背景に人間関係の信頼がなければいけない。日常の水防組織をささえる消防団、自治会などの地域社会の連携、企業や学校、事業所などの[顔がみえる]日常的社会関係の中に、河川情報や災害情報などを埋め込み、活用していくという姿勢が大切と思われる。

## 5．住民・住民団体のエンパワーメント（提案能力強化）のインフラ整備

住民等が提案能力を高めるためには、学習・調査・研究のためのインフラが必要である。また、住民間のネットワーキングをつくる必要もある。これらは、河川・水系管理の分権化につながるものであるから、そのためのインフラ整備に協力する必要がある。

モニタリングへの住民参加、住民主体のモニタリング、川のことは現場に近い住民にまず[情報をとる]という根本理念の共有が弱い。住民によるモニタリングは、ボランティアではなく、行政におまかせ意識が高い住民にとって、大変大事な[社会参加]の舞台であるという認識が必要。そのためには、住民と行政をつなぐことを専門職とする住民モニタリングのコーディネーターがプロとして必要である。

河川流域センターや河川レンジャーはそのような理念のもとに提案したが、具体的にしめられている事例は手近で安易な対応である。もっと自治体や住民組織と一から議論をして河川流域センターなどのモデルをつくる必要がある（琵琶湖河川事務所の最近の対応 - ウォーターステーションも、地元との協議が十分なされておらず、アリバイづくりの感がいなめない）。

## 6．水系管理への協働活動行政の確立

水資源の適正・有効利用、水質の浄化、水源・浸透域の保全・復元、自然環境の再生については、住民との協働が不可欠である。

河川管理者お任せ行政から、流域住民の自省による協働行政を進める体制づくりを基本とすべきである。

## 実践編

### 住民参加の実践過程の総括と課題

流域委員会が030117、030516で提言してきた住民参加のあり方について、これまでの実践過程及び第2稿での記述についての総括をし、実践のための課題を述べる。

#### 1. これまでの住民参加の実施過程についての評価

##### (1) 説明会、対話集会

河川管理者は、第1、2稿の内容について部分的に、又は地域的に説明会を実施してきた。しかし、それは単に説明や住民の意見をお伺いするにとどまっていた。そこで030516の提言もあり、対話集会を開くことになり、そのファシリテーターの候補者を流域委員会に提示を求めた。流域委員会の候補者の提示により、淀川工事事務所では、2名のファシリテーターを名簿から選任し、準備段階に入っている。このことは評価すべきことである。また、個別の住民意見に対しても応答していることは、その内容の適切性は別として、そのこと自体は評価できる。対話集会の運営の仕方については、項目によってことなることになるが、流域委員との意見交換のもとに手法を有効化していく必要がある。

##### (2) 流域住民への流域管理の認知度と働きかけ

###### 認知度

ダム問題については、マスメディアの報道によって認知が高まってきたが、それ以外の問題、特に水循環利用や河川環境問題については、意識の共有がなされていない。委員会ニュース、部会ニュース、シンポジウム、「メッセージ」、ホームページ等を通じて、従前よりは多くの人目に触れるようになった。しかし、それも一部の人に限られ、不特定多数の「サイレントマジョリティー」の関心を呼び起こす迄にはいたっていない。

###### より幅広い働きかけの必要性

流域管理の多くの論点について社会的合意を得るためには、場所的・時間的・費用的限界を克服するために、テレビや新聞などのマスメディアに、ダム問題以外の治水、利水、環境、利用等の問題についても議論を呼び起こす働きかけが不可欠である。また、特定層としては、自治会、学校関係のネットワークに対して働きかけを広く行うべきである。

この点に関するモデルとしては、淀川のケースについて小竹委員から紹介され、提案されているのを参考にすべきである。

##### (3) 住民の意見反映について

住民意見を反映させる場合には、多数決の論理は当てはまらない。多数決をとる住民の範囲が問題。例えば、沿川の市民が河川敷のグラウンドを整備して欲しい意見が

多数決あるからといって、それに従う必要はない。河川法で環境の整備が目的としてある限り、多数決をもってしても環境を奪うことはできないし、その場合の住民はグランド利用の可能性ある住民に限定されているからである。

意見の反映については、住民参加の機能、河川管理者が見解を出し、それに対して住民の反論を受け付ける、という作業を繰り返す必要がある。一方、「情報提供参加」の場合には説明会を開催する程度でも可能であるし、「判断形成参加」の場合には、聴取した意見についての河川管理者の見解書が必要となる。従って、一概にどこまでやれば反映をしたことになるかは、参加の趣旨、目的、類型により異なってくる。

サイレントマジョリティーについては、何故サイレントなのかが問題。通常は、計画の内容が自分たちの生活にどう関わっているのかが解らないため、サイレントなのであり、治水、利水、環境、河川利用の生活への関わりがよく分かると意見を提言し、活動するようになると考えられる。

## 2. 住民参加実践の課題

### (1) パートナーシップの形成

各主体が主体的・積極的に情報の伝達・交流に「参加」し、各主体の関心に沿って的確で十分な質・量をもった情報が双方向にやりとりされる「対話」により、双方の相互理解が進むだけでなく、対話による新たな発見、気づきが生まれ、よりよい行動に結びつくものであること。さらに、対話により醸成された信頼関係が将来の連携協力の基礎となるものであること。

### (2) 各種の施策や計画を検討するに際しての手法

施策の立案の前に、方法書案（スコーピング書）をつくり住民の意見を聞く。これは次のような事項を含める。

効果の評価項目並びに調査項目

代替案の範囲・予測・評価の手法の選定

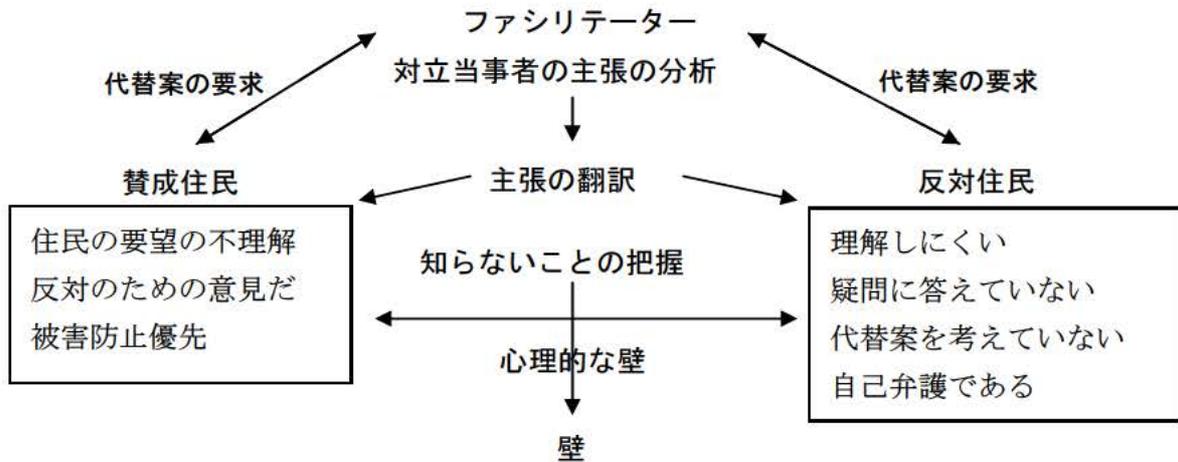
住民意見聴取、対話集会等の手法の選定

評価については環境のコストも含めた費用便益分析を含める。

### (3) ファシリテートの機能の導入

ファシリテーターは、コミュニケーションを円滑にする役割を持たす。そのために、河川管理者が解説するより、客観的な立場からファシリテーターが解説することにより、わかりやすく信頼性を高める。対話集会では、住民から情報を引き出し対話に生かす。

図1 ファシリテートの機能



(4) 住民の関心と呼ぶ説明書等の情報提供

- ①メリハリのある記述 方法書による重点事項を中心とする
- ②わかりやすい内容 わかりやすく論理の筋がとおっていること
- ③計画の経緯の説明 代替案検討経過、場所選定の理由
- ④途中経過の説明 検討状況報告を書く
- ⑤河川管理者の見解 住民等の意見に対する見解を書く

(5) モニタリング段階での住民参加の手法例

- ①調査範囲、手法、調査・評価項目の方法書案をつくる（スコーピング）
- ②①について住民、専門家、NGO、NPOの意見を聞く
- ③モニタリング結果案を公表し、②の意見を聞く
- ④モニタリングの成果を作成し公表する。それに対する意見を聞く。

(6) 施策の実施計画段階での住民参加

- 施工内容・方法に関して環境影響評価を次のようにする
- ①工事内容・方法の代替案の検討
  - ②各代替案の環境評価とその比較検討書の公開
  - ③住民等の意見を聞き反映させる

(7) 水需要抑制についての住民との連携方法

- ①過去の渇水時の情報の提供
- ②再利用や雨水利用等の具体的方策の手法のアンケート
- ③今後の渇水予測と対応策（取水制限を含む）の情報提供

( 8 ) 水面利用

水面利用に伴う現在の環境影響の情報の提供  
水面利用のあり方について対話集会を開く

( 9 ) 河川敷の利用

河川敷の利用については、個々の案件毎にだけでなく、水系全体の縦断方向との関係も含めて、代替案を含めた環境影響評価を住民参加のもとに行う。

( 10 ) 治水対策と情報開示

ダムについては、代替案が検討されているが、第2稿の内容シートでの説明は不十分である。代替案のコストが莫大であるとか、日数を要するとか、合意が得られないとかの表現では、その理由がわからない。もっと明確にすべきである。

## 展開編

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）」（以下「第2稿」という）ならびに「同具体的な整備内容シート」（以下「シート」という）に掲げられたそれぞれの事案について、淀川水系流域委員会提言において述べた今後の住民参加のあり方とそれに沿った行動が適切に示されているかを、これまでとは異なった視点から検討し、論点と意見を整理する。

### 1. 「河川整備の基本的な考え方」について

河川整備計画の内容を直轄区間外にも適用すべきである。（流域対応の必要性）

### 2. 「計画策定」について

第2稿はマスタープラン的性格が少ない。マスタープラン部分についての住民協働参加のシステムが工夫されるべきである。

### 3. 「河川環境」について

- ・住民と連携したモニタリングの具体的手法の記載が必要。
- ・モニタリングにおける住民団体の役割は手段としてでなく主体として考える。
- ・住民の持っている情報の収集と活用が必要。
- ・河川環境の保全・改善について住民も交えた検討の実施が必要。
- ・水質管理体制の強化については記述されているが改善の方策が記述されていない。
- ・汚濁改善のために河川管理者が法的権限をもって改善と総合調整をすることを検討すべきである。そのために30年計画の改善計画をつくる。
- ・横断方向の河川の連続性回復については、住民及び住民団体と連携して進めることが大切である。地域住民の体験やNPOの知見の活用。

### 4. 「治水・防災」について

- ・水害発生時の住民の関わり方、自治体と住民の役割分担を明確にする必要がある。
- ・整備されつつある防災ステーションを流域センター（河川レンジャーの活動拠点）として活用することを視野に入れ、その機能や位置づけを検討してはどうか？

防災ステーションの内容、機能、仕組みを説明してほしい。

防災ステーションは防災以外の河川管理に関する機能を持つことができるか？

- ・テレビのテロップによる洪水情報の提供を検討すべき。
- ・自治会など住民組織による洪水情報の伝達方法の検討。
- ・流域で水を溜めるための住民の役割を明記すべき。
- ・遊水池、ため池など貯留施設についての住民のアイデアと底力の活用と維持管理などに関する補助を検討すべき。
- ・狭窄部上流の被害軽減策について住民参加による検討を行うべき。例えば休耕地の活用法など。
- ・破堤時と越水時を区別したよりきめ細かな浸水想定区域等の情報が必要。

### 5. 「利水」について

- ・水利用の合理化における住民の役割についての住民の底力を提案してもらおう。
- ・水需要管理協議会への住民参加として提案制度、雨水利用などの活用による水利用家計簿などを検討すべき。

#### 6. 「利用」について

- ・河川敷利用の縮小に関する個々の案件における住民参加を利用者の意見・要望の数だけで判断すべきでない。
- ・河川保全利用委員会の役割と位置付けが明確でない。
- ・淀川河川公園の整備と住民の関係について明記すべき。
- ・川の安全性についての情報提供が必要（泳げるか？ / 魚を食べられるか？ など）
- ・河川整備計画と淀川河川公園基本計画の整合を図る必要がある。

#### 7. 「維持管理」について

河川管理施設の管理については、施設管理だけでなく、生態系に及ぼす影響等について住民活動団体からの意見を聞き連携して実施すべきである。

#### 8. 「ダム」について

- ・住民意見反映や社会的合意形成、客観性についての記述が必要。既存ダムの維持管理についての環境団体との連携を実施すべきである。

#### 9. 「関連施策」について

河川公園基本計画について計画環境アセスメントを住民参加に基づいて行うべきである。

#### 10. 「その他重要案件」について

河川整備計画策定後、事業実施にあたり、新たに設置する各種委員会・協議会、並びに、既設の委員会・協議会などの改組について

- ・第2稿およびシートには、河川整備計画策定後、事業実施にあたり、つぎに掲げるような多数の各種委員会・協議会の新設、並びに、既設の委員会・協議会等の改組などについて記述されている。（順不同、全てを網羅していない。）

水需要管理協議会

- 4. 2. 4 琵琶湖・淀川水質管理協議会
- 5. 3. 1 洪水に強い地域づくり協議会
- 余野川ダム環境調査検討委員会
- 川上ダム自然環境保全委員会
- 丹生ダム生態系保全検討委員会
- 5. 3. 3 地震・津波等危機管理協議会
- 5. 5. 1 瀬田川水辺利用者協議会
- 5. 5. 2 河川保全利用委員会（各地域毎）
- 5. 5. 2 不法投棄防止協議会及び関連委員会など
- 淀川流域水質汚濁防止連絡協議会
- 4. 8. 1 淀川河川公園基本計画改訂委員会
- 5. 3. 1 淀川堤防強化検討委員会
- 淀川城北ワンドイタセンパラ協議会

- 5.2.6 近畿地方イタセンパラ保護協議会
- 5.3.1 淀川沿川整備協議会
- 5.3.3 淀川大堰閘門検討委員会
- 5.3.3 淀川舟運研究会
- 5.3.1 被害・最小化のための流域対策協議会  
水難防止協議会
- 5.4 渇水対策会議

#### 11. 淀川水系流域委員会の「提言」とそれに基づく河川整備計画の実効性

琵琶湖・淀川水系の近未来の新たな河川管理・行政の方向は、あたかもこれらの委員会・協議会に委ねられてしまっているかの感があり、その委員構成・運営方法・活動の仕方如何によっては、「提言」の趣旨にそぐわず、あるいは、共通の理念を失って個々バラバラの方向を歩む可能性が無いとは言えない。これら委員会・協議会の公正・公平・透明性・協調性・連動性・整合性をどのように担保するか、その評価と軌道修正をどのように行うかなどの仕組みを検討し、予め整備計画に織り込んでおくことは極めて重要である。

(1) 全ての委員会・協議会に構成メンバーとして住民・住民団体・有識者が参加できるようにすべきである。

(2) それぞれの委員会・協議会の設置に際して、淀川水系流域委員会の例に倣い、有識者による準備会を設置し、以下の項目について検討を行うことが必要。

準備会委員選任の公平・公正・透明性確保は当然である。

委員会・協議会の役割（政策・あり方・事業・利害調整など）の検討

委員の構成（適正・専門性・実績・役割などを考慮）の検討

委員会・協議会における住民・有識者・行政の数的バランス（公平・公正性の確保）の検討

委員の選任方法（自薦・他薦・推薦など）の検討

委員候補の検討と河川管理者への推薦

委員会・協議会の運営方法（合意形成・意思決定・透明性・情報公開・評価・見直しなど）の検討

(3) 既存の委員会・協議会については、これまでの事業の評価を行い、この機会に解散、再編することを検討すべきである。

・既存の委員会・協議会については、基本的には上記と同様の方法で見直すべきである。

(4) 設立された委員会・協議会の活動については、住民から意見を聴取し、その意見を考慮して第三者機関（淀川水系流域委員会等）が評価を行い、それに基づいて改善を行うべきである。

(5) 各種協議会の構成員と住民参加システム

・淀川大堰閘門検討委員会、淀川舟運研究会のメンバー構成について記述すべき。

・水需要管理協議会にどのような住民等が、どのような形で参加するのがよいか検討すべき。

下部組織として住民検討会等を設置し、協議会に住民代表を送るなど

- ・洪水に強い地域づくり協議会の構成員として、教育分野及び福祉分野の委員を参加させる。特に「日頃から備える」部会と「洪水時の対応」部会には必須。
- ・洪水に強い地域づくり協議会に「研究者パネル」を設置して専門的見地から検討し助言してもらう。協議会には利害関係者が参加していること、部会に分かれることから、中立的、科学的、創造的、総合的な議論ができない可能性がある。

有識者とはどのような人のことを言うのか？

学識経験者？学識者以外の専門家？

(6) 他省庁・自治体など関係機関について

- ・全体の項目にわたって記述されている「関係機関」の範囲が不明確であるため個別の事案毎に「関係機関」を一覧表形式で記載することが望ましい。

他省庁・自治体などとの連携についての情報公開が必要。

12. 住民参加の項目について

- ・第2稿及びシートの大項目に、「住民参加」の項が必要である。
- ・住民が行政のパートナーとして位置付けられておらず、相変わらず「お客さん」として扱われている。

河川管理者の「お客さん」意識

- ・来店待ち受け型の消極的意見聴取。
- ・住民は管理のための調査の客体としての意識をもつ。
- ・行政にとって有利・不利の判断が先立つ。
- ・過度の管理責任者意識の存在。武家の商法的意識。
- ・過度の専門家責任意識による住民の仕分け。専門店主義。専門外に関心がうすい。
- ・水系を現在・将来の住民の共有財産と考えようとしているか？お客好みの集計で管理しようとしている（河川利用。

「お客さん」としての住民とは？

- ・自ら手を汚さない。
- ・すべて行政・他人任せ
- ・自発的にはなにもやらない。
- ・自分に関係ないと割り切る。
- ・専門外だと割り切る
- ・利益だけはしっかり取り、不利益は全て相手の責任にする。

徹底してことなかれ主義

「パートナー」「パートナーシップ」としての住民とは？

- ・自己責任・民主主義の主体としての市民
- ・自主・自発の行動、対話による合意
- ・手を汚す・汗をかく・知恵を出す・時間を提供する

(手も汗も知恵も時間も出せない人は、金を出す)

・特技・知識・経験・実績・創意と工夫・底力

・自ら対価を求めない。

・ノルマや納期はない。「できる人が、できるときに、できるだけやる。」

・住民・住民団体・市民団体・住民組織・地域組織・利害関係者・関係団体などの概念の規定と整理が必要。

・計画(調査)の検討段階から住民及び住民団体など地域に密着した組織との連携が必要である。

### 1 3 . 住民との連携・協働について

・住民及び住民団体等との連携を積極的に進めるための部署と専門係官を設け、日頃より情報交換、交流に努め、政策提案、事業提案にも積極的に対応することが必要。どうしたら住民の底力を引き出すことができるか工夫する。

・河川管理者が行う様々な調査についても住民及び住民団体との連携を重視し、住民団体などからの情報も積極的に活用すべきである。河川管理者が業者に委託する調査よりも、地域に密着した住民やNPOの方がより詳細で正確なデータを持っている場合がある。24時間現場に張り付いている住民の五感に基づく情報は、リアルタイムであり、科学的データより正確な場合がある。

・調査、モニタリング、意見聴取、合意形成等の場において、能力のある住民団体に対しては積極的に事業委託して行くべきである。

### 1 4 . 河川レンジャーについて

・アドバイザーとしての役割と実践的な指導者としての役割

・行政と住民のインターフェースとしての役割

・その位置づけを淀川水系流域委員会で明確にしておくべき。

### 1 5 . 情報の共有・公開及びコミュニケーション

・情報弱者へのコミュニケーション手段の確保が必要。

・インターネットによる情報公開や情報交流を充実させるが、それ以外の広報手段も必要である。

・コミュニケーションを伴う情報交流が必要。

### 1 6 . 社会的合意の形成について

・情報公開・提供は合意形成の前提条件であるので、公正な仕組みづくりと関係省庁や自治体との協議・調整が必要である。